

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
自衛官の募集期間(五三一・総務課).....	1
自衛官採用試験の試験期日等(五三一・総務課).....	1
自衛官の募集期間(五三三・総務課).....	2
自衛官採用試験の試験期日等(五三四・総務課).....	2
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(五三五・税務課).....	2
生活保護法による医療機関の指定(五三六・福祉政策課).....	2
生活保護法による施設者の指定(五三七・福祉政策課).....	3
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(五三八・福祉政策課).....	3
結核予防法による医療機関の指定(五三九・横手保健所).....	3
鳥獣保護区の指定予定(五四〇・自然保護課).....	4
鳥獣保護区特別保護地区の指定予定(五四一・自然保護課).....	5
鳥獣保護区特別保護地区の指定のための公聴会(五四二・自然保護課).....	7
鳥獣保護区特別保護地区の指定のための公聴会(五四三・自然保護課).....	7
種畜証明書の書換交付(五四四・農畜産振興課).....	8
定期種畜検査による種畜証明書の交付(五四五・農畜産振興課).....	8
公告	
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	17
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部).....	18
土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部).....	18
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件.....	18
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)四件.....	20

### 秋田県告示第五百三十一号

平成十六年度第二回二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び百八条の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

### 募集期間

平成十六年六月二十五日から平成十六年八月十七日まで

### 秋田県告示第五百三十一号

平成十六年度第二回二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び百八条の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

試験期日	試験		募集地域
	名 称	場 置	
受付時に指定する日	自衛隊秋田地方連絡部	秋田市山王四丁目三番三十四号	秋田県全域
	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字將軍野一番地	
	自衛隊秋田地方連絡部大館出張所	大館市赤館町三番三号	
	自衛隊秋田地方連絡部能代募集事務所	能代市花園町二十番二十二号	
	自衛隊秋田地方連絡部秋田募集案内所	秋田市茨島二丁目八番二十四号	
	自衛隊秋田地方連絡部本荘募集事務所	本荘市出戸町字給人町七番三三号	
	自衛隊秋田地方連絡部大曲募集事務所	大曲市田町二十一番五号	
	自衛隊秋田地方連絡部横手募集事務所	横手市横手町字上真山百九十五号	
		大曲市 仙北郡	
		横手市 湯沢市 平鹿郡 雄勝郡	

佐藤歯科医院	名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名	指定年月日
佐藤 勝彦			大曲市中通町六番一号 グランマート中通店二階	歯科、矯正歯科、小児 歯科	平成十六年四月十三日

試験期日	試験 場		募集 地域
	名 称	位 置	
受付時に指定	自衛隊秋田地方連絡部	秋田市山王四丁目三番三十四号	秋田県全域
	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字將軍野一番地	
	自衛隊秋田地方連絡部大館出張所	大館市赤館町三番三号	
	自衛隊秋田地方連絡部能代募集事務所	能代市花園町二十六番二十二号	能代市 山本郡

秋田県告示第五百三十三号  
 平成十六年度第三回二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び百八条の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年六月二十五日  
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百三十四号  
 平成十六年度第三回二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び百十八条の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年六月二十五日  
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百三十五号  
 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年六月二十五日  
 秋田県知事 寺田典城

一 氏名又は名称 株式会社阿部土建 代表取締役 阿部 博 明  
 二 主たる事務所又は事業所の所在地 鹿角市八幡平字大里下毛川原百八十九番地  
 三 指定取消年月日 平成十六年六月十一日

秋田県告示第五百三十六号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年六月二十五日  
 秋田県知事 寺田典城

する日

自衛隊秋田地方連絡部秋田募集案内所	秋田市茨島一丁目八番一十四号	秋田市 男鹿市 南秋田郡 河辺郡
自衛隊秋田地方連絡部本荘募集事務所	本荘市出戸町字給人町七番三号	本荘市 由利郡
自衛隊秋田地方連絡部大曲募集事務所	大曲市田町二十一番五号	大曲市 仙北郡
自衛隊秋田地方連絡部横手募集事務所	横手市横手町字上真山百九十五号	横手市 湯沢市 平鹿郡 雄勝郡

みちかわ薬局	株式会社 ファーマックス 代表取締役	由利郡岩城町内道川字井戸ノ沢二十一番地一号	調剤薬局	平成十六年五月十七日
調剤薬局ツルハドラッグ 大館清水町店	株式会社 ツルハ代 表取締役	大館市清水五丁目一番五号	調剤薬局	平成十六年六月一日

秋田県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定

したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

氏名	住 所	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業務の種類	指 定 年 月 日
小松田 禎	平鹿郡大雄村三村二百六十九 三	陽泉堂整骨院	平鹿郡大雄村三村二百六十九 三	柔道整復	平成十六年五月十日

秋田県告示第五百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開 設 者 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
秋田県南部老人福祉総合エリア診療 リハビリセンター	秋田県知事 寺田典城	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五 三十四	平成十六年三月三十一日

秋田県告示第五百三十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

有限会社井上薬局	平鹿郡十文字町仁井田字海道東四十八 四	平成十六年六月十日
----------	---------------------	-----------

秋田県告示第五百四十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する予定であるので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年六月二十五日

一 指定しようとする鳥獣保護区の概要

秋田県知事 寺田典城

名称	区 域	存続期間	保護の関する指針の案
荒瀬鳥獣保護区	北秋田郡阿仁町小沢地内荒瀬川と町道小沢三枚線の交点を起点とし、同町道を東進し、芝森山尾根筋との交点に至り同尾根筋を南西に進み標高660m地点から南進し芝森三角点を経て古河林業(株)作業道に至り、同作業道を北東に進み稜線との交点に至り、同稜線に沿って南進し幸屋地区作業道に至り、同作業道を南進し林道幸屋線に至り、同林道から佐山川に沿って北進し、荒瀬川との交点に至り、同交点を東進して起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで	(一)指定区分 森林鳥獣生息地 (二)指定目的 当該地域は2つの川が流れ水場が豊富なこと及び、針葉樹・広葉樹の茂った山林で鳥獣の生息繁殖に適していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る
倉ノ山鳥獣保護区	北秋田郡森吉町寄延地内寄延沢林道入り口を起点とし、同林道を南進し左折し西進し、大森林道と倉ノ沢	平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで	(一)指定区分 森林鳥獣生息地

北欧の杜鳥獣保護区	北秋田郡合川町梅栄地内、町道大野台線と町道大野台中央線の交点を起点とし、町道中央線を南東に進み町道上杉梅栄線との交点に至り、同地点を北東へ進み北欧の杜公園管理道を経て町道大野台幹線に至り、同町道を南東に進み農道に至り、同農道を東進し、合川町と森吉町の市町村界に至り、同境界を北進し町道大野台線に至り、同町道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで	(一)指定区分 身近な鳥獣生息地 (二)指定目的 当該地域は中心部が「北欧の杜公園」として整備が図られ、沼が散在し水場も豊富であることから多様な鳥獣が生息しているため、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図ると共に、自然のふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場にも資する
	林道の間を稜線との交点に至り、同稜線を北進し倉ノ沢林道に至り、同林道をさらに北進し町道栄線に至り、同町道を東進し国道105号線に至り、同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成十六年十一月一日まで	(二)指定目的 当該地域は、針・広葉樹の混交林で、沢が散在し水場も豊富であることから鳥獣の生息繁殖に適しているため、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る

八郎潟西部鳥獣保護区	南秋田郡大潟村字西地内の村道大潟西武線と県道男鹿八竜線の交点を起点とし、同村道を南西に進み県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を南進し西部承水路右岸堤防との交点に至り同堤防を北西に進み、大潟草原鳥獣保護区の境界に至り同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで	<p>(一) 指定区分 集団渡来地</p> <p>(二) 指定目的 当該地域は八郎潟西部の残存湖でガン類、ハクチョウ類、カモ類などの多くの渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し渡り鳥の保護を図る。また、定期的な巡回により鳥獣の生息環境を適切に維持するとともに、野鳥観察等環境教育・学習の場として活用を図る</p>
------------	---	----------------------------	---

二 鳥獣保護区の指定の案の縦覧場所及び縦覧期間  
生活環境文化部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課  
平成十六年六月二十五日から同年七月八日まで

秋田県告示第五百四十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定する予定であるので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 指定しようとする鳥獣保護区特別保護地区の概要

名称	区 域	存続期間	保護の関する指針の案
<p>田沢湖鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>田沢湖鳥獣保護区のうち、県道田沢湖畔線と国有林秋田森林管理署田沢湖事務所事業区66林班との交点を起点とし、同林班と民有林との境界を東進し、同林班い・る1・は小班とに小班との小班界に至り、同小班界を南東に進み県民の森との境界に至り、同境界を南進しに小班とへ小班との小班界に至り、同小班界を北東に進みほ小班とへ小班との小班界に至り、同小班界を東進しさらにほ小班とち・り・ぬ小班との小班界を東進、北進し民有林との境界に</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>(一) 指定区分 森林鳥獣生息</p> <p>(二) 指定目的 田沢湖鳥獣保護区のうち、東部のスギ林等、鳥獣の生息環境として特に良好な区域を特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の</p>
<p>仏社沢鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>仏社沢鳥獣保護区のうち、県道福館阿仁前田線と林道仏社沢線との交点から県道を約1キロ進んだ地点より南東に走る稜線と等県道に囲まれた区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>(一) 指定区分 森林鳥獣生息</p> <p>(二) 指定目的 仏社沢鳥獣保護区のうち、天然の広葉樹林の生育状況が良好で、鳥獣の生息繁殖に特に適している区域について、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。</p>

<p>至り、同境界を東進、南進し565メートル三角点を経て国有林秋田森林管理署田沢湖事務所事業区162林班と民有林との境界に至り、同境界を西進し県道田沢湖畔線との交点に至り、同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>姫神鳥獣保護区特別保護地区 姫神鳥獣保護区のうち、大曲市花館地内の伊豆山を中心とした秋田県雄物川地域森林計画大曲市42、43林班の区域</p>	<p>滝ノ沢鳥獣保護区 滝ノ沢鳥獣保護区のうち、村道南外20号線と林道深沢線との交点を起点とし、同村道を南東に進み平鹿郡大森町との市町村界に至り、同境界を南進、西進し林道134号線との交点に至り、同林道を北東に進み林道深沢線との交点に至り、同林道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>生息環境を保全する。</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>
<p>(一)指定区分 森林鳥獣生息地 生息環境を保全する。</p>	<p>(一)指定区分 姫神鳥獣保護区のうち、中央部分のスギ林等、鳥獣の生息環境として特に良好な地域を、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。</p>	<p>(一)指定区分 森林鳥獣生息地 滝ノ沢鳥獣保護区のうち、夏見沢から勝軍山にかけての郡境部分、鳥獣の生息環境として特に良好な地域</p>

<p>太平山鳥獣保護区特別保護地区 太平山鳥獣保護区のうち、雄勝郡羽後町田代七曲山4番地の2及び6番地の区域</p>	<p>栗駒鳥獣保護区特別保護地区 栗駒鳥獣保護区のうち、雄勝郡東成瀬村所在国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区内13林班のへ、へ1、へ2小班、14林班イ、イ1小班及び雄勝郡皆瀬村所在国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区内49林班、50林班の区域</p>	<p>栗駒鳥獣保護区特別保護地区 栗駒鳥獣保護区のうち、雄勝郡東成瀬村所在国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区内13林班のへ、へ1、へ2小班、14林班イ、イ1小班及び雄勝郡皆瀬村所在国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区内49林班、50林班の区域</p>
<p>を鳥獣の生息地として、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>
<p>(一)指定区分 森林鳥獣生息地 を鳥獣の生息地として、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。</p>	<p>(一)指定区分 太平山鳥獣保護区のうち、天然の広葉樹林などの特に良好な鳥獣の生育環境になっている区域について、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。</p>	<p>(一)指定区分 大規模生息地 栗駒鳥獣保護区のうち、特に多様な植物が混在するなど、猛禽類や大型のほ乳類を含む多様な鳥獣が生息する</p>

	<p>る中核的な地域について、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。</p>

二 鳥獣保護区特別保護地区の指定の案の縦覧場所及び縦覧期間  
 生活環境文化部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課  
 平成十六年六月二十五日から同年七月八日まで

秋田県告示第五百四十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 日時 平成十六年七月二十日午前十時
- 二 場所 南秋田郡大潟村字中央一 大潟村役場第二会議室
- 三 案件 八郎潟西部鳥獣保護区の指定について
- 四 公聴会開催に関する問い合わせ先  
 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（〇一八 八六〇 一六一三）
- 二 日時 平成十六年七月二十日午後一時
- 三 場所 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地一号 北秋田地域振興局第一会議室
- 四 案件 荒瀬鳥獣保護区の指定について
- 五 公聴会開催に関する問い合わせ先  
 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（〇一八 八六〇 一六一三）
- 三 日時 平成十六年七月二十日午後二時
- 四 場所 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地一号 北秋田地域振興局第一会議室

- 四 日時 平成十六年七月二十日午後四時
- 五 場所 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地一号 北秋田地域振興局第一会議室
- 六 案件 北秋の杜鳥獣保護区の指定について
- 七 公聴会開催に関する問い合わせ先  
 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（〇一八 八六〇 一六一三）
- 三 案件 倉ノ山鳥獣保護区の指定について
- 四 公聴会開催に関する問い合わせ先  
 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（〇一八 八六〇 一六一三）

秋田県告示第五百四十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 日時 平成十六年七月二十日午後三時
- 二 場所 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地一号 北秋田地域振興局第一会議室
- 三 案件 仏社沢鳥獣保護区特別保護地区の指定について
- 四 公聴会開催に関する問い合わせ先  
 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（〇一八 八六〇 一六一三）
- 二 日時 平成十六年七月二十一日午前十時
- 三 場所 湯沢市千石町二丁目一 十 雄勝地域振興局第二会議室
- 四 案件 太平山鳥獣保護区特別保護地区の指定について
- 五 公聴会開催に関する問い合わせ先  
 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（〇一八 八六〇 一六一三）
- 三 日時 平成十六年七月二十一日午前十一時
- 四 場所 湯沢市千石町二丁目一 十 雄勝地域振興局第二会議室
- 五 案件 栗駒鳥獣保護区特別保護地区の指定について

- (四) 公聴会開催に関する問い合わせ先  
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課(〇一八 八六〇 一六二三)
- (一) 日時 平成十六年七月二十一日午後二時  
場所 大曲市上栄町十三 六十二 仙北地域振興局職員会館大広間  
案件 田沢湖鳥獣保護区特別保護地区の指定について  
公聴会開催に関する問い合わせ先  
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課(〇一八 八六〇 一六二三)
- (二) 日時 平成十六年七月二十一日午後三時  
場所 大曲市上栄町十三 六十二 仙北地域振興局職員会館大広間  
案件 姫神鳥獣保護区特別保護地区の指定について  
公聴会開催に関する問い合わせ先  
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課(〇一八 八六〇 一六二三)

- (一) 日時 平成十六年七月二十一日午後四時  
場所 大曲市上栄町十三 六十二 仙北地域振興局職員会館大広間  
案件 滝ノ沢鳥獣保護区特別保護地区の指定について  
公聴会開催に関する問い合わせ先  
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課(〇一八 八六〇 一六二三)
- 秋田県告示第五百四十四号  
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、次のとおり種畜証明書を書換交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。  
平成十六年六月二十五日  
秋田県知事 寺 田 典 城

種畜証明書 番 号	種 畜 の 名 前		飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称
	新	旧	
平15秋田県1 第31号	篤 枝	篤 郎	新 田 興動無し

秋田県告示第五百四十五号  
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項本文の規定による平成十六年度定期種畜検査の結果、次のとおり種畜証明書を交付した旨農林水産大臣が

ら通報があったので、同法第八条第二項の規定に基づき、公示する。  
平成十六年六月二十五日  
秋田県知事 寺 田 典 城

種 畜 証 明 書 番 号	名 前 (登録番号)	品 種	生 年 月 日		産 地	血 統		飼 養 者 の 住 所 氏 名
			体 高 (cm)	高		父 母	所有者 の区分	
平16 秋田県1 第1号	藤枝 (日短本 1394)	日本短角種	H10.3.15	151.0	秋 田 県 鹿 角 郡 小 坂 町	松 風 (日短本1301) あかひめ (日短本17090)	所有 県有	秋田県鹿角市 鹿角畜産農業協同組合

平16 秋田県1 第2号	初星 (日短本 1459)	日本短角種	H13.3.10	岩手県 岩手郡 玉山村	琴星 (日短本1368)	農協有	秋田県鹿角市 鹿角畜産農業協同組合
			148.0		はつひめ (日短本24810)		
平16 秋田県1 第3号	幸彦 (日短本 1430)	日本短角種	H11.3.21	秋田県 鹿角市	若泉 (日短本1348)	農協有	秋田県鹿角市 鹿角畜産農業協同組合
			155.0		さちひめ (日短本25793)		
平16 秋田県1 第4号	光907 (日短本 1384)	日本短角種	H9.3.13	秋田県 鹿角市	友沢 (日短本1275)	農協有	秋田県鹿角郡小坂町 杉原 五三二
			150.0		みつひめ (日短本20819)		
平16 秋田県1 第5号	宝明 E T (日あ繁殖90)	褐毛和種	H10.11.25	熊本県 熊本郡 鹿北町	波丸 (日あ高等74)	個人有	秋田県鹿角郡小坂町 熊谷 国雄
			149.0		第二たから (日あ特19045)		
平16 秋田県1 第6号	紋光郎 (全和黑 13318)	黒毛和種	H11.4.14	秋田県 由利郡 矢島町	紋次郎 (全和黑高938)	農協有	秋田県鹿角市 鹿角畜産農業協同組合
			150.0		いあふくはる6 (全和黑高654476)		
平16 秋田県1 第7号	秋福美2 (全和黑 13224)	黒毛和種	H10.5.5	秋田県 南秋田郡 大湍村	秋宮 (全和黑原2732)	農協有	秋田県鹿角市 鹿角畜産農業協同組合
			143.0		のぶひめ (全和黑原778977)		
平16 秋田県1 第8号	秋北国 (全和黑 13402)	黒毛和種	H12.3.13	秋田県 仙北郡 千畑町	北国7の8 (全和黑原1530)	農協有	秋田県鹿角市 鹿角畜産農業協同組合
			143.0		にしだ53 (全和黑原840525)		
平16 秋田県1 第9号	花竹 1 (全和2002子 秋黒200148)	黒毛和種	H14.9.21	秋田県 鹿角市	来満菊安 (全和黑原2555)	個人有	秋田県鹿角市 田中 茂男
			130.0		はなたけ (全和黑2080638)		

平16 秋田県1 第10号	鷹楽重E T (日あ繁殖94)	褐毛和種	H10.9.10	熊本 池陽町	光重E T (日あ育種1) 第二さかえ (日あ繁殖7696)	団体有	秋田県北秋田郡鷹楽町 鷹楽町放牧場利用組合
			142.0				
平16 秋田県1 第11号	波水 (日あ繁殖 105)	褐毛和種	H11.1.23	熊本 阿蘇郡 白水村	第四光重 (日あ繁殖39) さつみ (日あ産肉364)	団体有	秋田県北秋田郡森吉町 森吉町畜産改良組合
			147.0				
平16 秋田県1 第12号	第七光丸 (日あ特級 229)	褐毛和種	H2.9.13	熊本 阿蘇郡 蘇陽町	第三光丸 (日あ高等71) 第三たから (日あ高等2760)	団体有	秋田県北秋田郡森吉町 森吉町畜産改良組合
			147.0				
平16 秋田県1 第13号	福光丸 (日あ繁殖27)	褐毛和種	H3.9.18	熊本 阿蘇郡 高森町	第三光丸 (日あ高等71) 第二ふくさかえ (日あ高等5009)	団体有	秋田県北秋田郡田代町 町長 吉田 光明
			151.0				
平16 秋田県1 第14号	八重国 (全和黑 13403)	黒毛和種	H12.4.12	秋田 仙北郡 南外村	北国7の8 (全和黑原1530) にしだ53 (全和黑原840525)	県有	秋田県北秋田郡阿仁町 高津森放牧組合
			147.0				
平16 秋田県1 第15号	宗亭314 (全和黑 13401)	黒毛和種	H11.11.17	青森 北郡 七戸町	美津福 (全和黑原2748) くまとき7の4 (全和黑1785535)	独立行 政法人 有貸付	秋田県北秋田郡阿仁町 高津森放牧組合
			141.0				
平16 秋田県1 第16号	宮菅 (全和黑原 3188)	黒毛和種	H7.4.26	秋田 仙北郡 西仙北町	宮桜 (全和黑高892) ちとせ6 (全和黑高114736)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			150.0				
平16 秋田県1 第17号	北福美2 (全和黑原 3633)	黒毛和種	H9.3.23	秋田 利都 矢島町	北国7の8 (全和黑本1530) のぶひめ (全和黑本778977)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			148.0				

平16 秋田県1 第18号	紋三郎 (全和黑原 3998)	黒毛和種	H11.1.8	秋田県 由利郡 矢島町	紋次郎 (全和黑高938)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			148.0		いあふくはる6 (全和黑本654476)		
平16 秋田県1 第19号	紋一郎 (全和黑原 3997)	黒毛和種	H11.4.11	秋田県 由利郡 矢島町	紋次郎 (全和黑高938)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			149.0		いあふくはる6 (全和黑本654476)		
平16 秋田県1 第20号	悦北国 (全和黑原 4160)	黒毛和種	H12.4.10	秋田県 雄勝郡 羽後町	北国7の8 (全和黑本1530)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			138.0		よしはれなみ (全和黑本922121)		
平16 秋田県1 第21号	北天裕 (全和黑原 4161)	黒毛和種	H12.3.9	秋田県 仙北郡 太田町	北国7の8 (全和黑本1530)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			144.0		ちえみ (全和黑本902857)		
平16 秋田県1 第22号	北国春 (全和黑原 4159)	黒毛和種	H12.3.8	秋田県 北秋田郡 森吉町	北国7の8 (全和黑本1530)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			133.0		よしたに5 (全和黑本480557)		
平16 秋田県1 第23号	篤桜 (全和黑原 4331)	黒毛和種	H13.3.12	秋田県 由利郡 東由利町	平茂勝 (全和黑本2441)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			144.0		ふじひめ4 (全和黑本1013781)		
平16 秋田県1 第24号	隆城 (全和黑原 4330)	黒毛和種	H13.3.3	秋田県 仙北郡 神岡町	平茂勝 (全和黑本2441)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			149.0		かねこ2 (全和黑本1013815)		
平16 秋田県1 第25号	忠富久 (全和黑 13577)	黒毛和種	H13.4.5	秋田県 仙北郡 太田町	福重波 (全和黑本3137)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			144.0		きよしげいずみ (全和黑本2012338)		

平16 秋田県1 第26号	正神福 (全和2002子受 卵秋黒20105)	黒毛和種	H14.3.7	秋田県 仙北郡 干畑町	牧福 (全和黒高2010)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			138.0		さくはる (全和黒本1014553)		
平16 秋田県1 第27号	徳嵩 (全和2002子受 卵秋黒20057)	黒毛和種	H14.3.7	秋田県 仙北郡 神岡町	徳重波 (全和黒高2011)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			136.0		ふくひで (全和黒本1013824)		
平16 秋田県1 第28号	龍平 (全和2002子秋 黒231325)	黒毛和種	H14.7.2	秋田県 仙北郡 南外村	平茂勝 (全和黒本2441)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			141.0		たにみや2 (全和黒本881793)		
平16 秋田県1 第29号	松福与 (全和2003子受 卵秋黒 1180181176)	黒毛和種	H15.4.3	秋田県 仙北郡 西仙北町	松福美 (全和黒本3490)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			121.0		ちえみ (全和黒本902857)		
平16 秋田県1 第30号	藤磨呂18 (全和2003子受 卵秋黒 1185719107)	黒毛和種	H15.3.13	秋田県 仙北郡 中仙町	松福美 (全和黒本3490)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			125.0		ふくひで (全和黒本1013824)		
平16 秋田県1 第31号	松福賢 (全和2003子受 卵秋黒 1025421603)	黒毛和種	H15.3.6	秋田県 仙北郡 干畑町	松福美 (全和黒本3490)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			123.0		いわざよ4 (全和黒本986103)		
平16 秋田県1 第32号	菊安165 (全和2003子受 卵秋黒 1026165094)	黒毛和種	H15.4.29	秋田県 由利郡 大内町	安福165の9 (全和黒本1683)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			124.0		さくはる (全和黒本1145013)		
平16 秋田県1 第33号	アキ01 142- 8100-290-1002 (日豚L種77573)	ランドレー又種	H14.2.20	秋田県 仙北郡 神岡町	ヤマガタ99-8818 (日豚L種75917)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			98.6		アキ01 133-7939-8100-1067 (日豚L種451256)		

平16 秋田県1 第34号	アキ02 126- 8092-297-476 (日豚L種77633)	ランドレー又種	H14.7.24 88.1	秋田県 仙北郡 神岡町	ヤマガタ99-8769 (日豚L種75913) アキ01 133-7954-8092-9747 (日豚L種451255)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
平16 秋田県1 第35号	アキ02 280- 8116-310-1128 (日豚L種77862)	ランドレー又種	H15.2.16 84.0	秋田県 仙北郡 神岡町	アキ01 113-7991-280-672 (日豚L種77247) アキ01 133-8049-8116-152 (日豚L種452166)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
平16 秋田県1 第36号	アキ03 251- 8149-317-410 (日豚L種53605)	ランドレー又種	H15.6.23 78.7	秋田県 仙北郡 神岡町	アキ01 133-8009-251-1004 (日豚L種76883) アキ01 142-8019-8149-550 (日豚L種453389)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
平16 秋田県1 第37号	アキ03 275- 8164-320-559 (日豚L種53622)	ランドレー又種	H15.8.2 75.7	秋田県 仙北郡 神岡町	アキ01 114-7715-275-487 (日豚L種77245) アキ01 128-8079-8164-953 (日豚L種454874)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
平16 秋田県1 第38号	イコチハチネダ ヲル2 ゼンノ 1368-3981-243 (日豚W種37118)	大ヨークシャー種	H14.7.18 86.4	岩手県 岩手郡 滝沢村	イコチハチネダヲル2 イコチ-10388-1094-1100 (日豚W種36363) イコチハチネダヲル2 イコチ-7135-8918-821 (日豚W種94019)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
平16 秋田県1 第39号	イコチハチネダ ヲル1 ゼンノ 14354-1156 (日豚W種37119)	大ヨークシャー種	H14.9.23 91.3	岩手県 岩手郡 滝沢村	イコチハチネダヲル1 イコチ-10556-245 (日豚W種35229) イコチハチネダヲル1-06-4045-4153-4134 (日豚W種91027)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
平16 秋田県1 第40号	アキ02 ハヤ チネ358 (日豚W種37069)	大ヨークシャー種	H14.5.24 91.1	秋田県 仙北郡 神岡町	アキ00 ハヤチネ423 (日豚W種36361) イコチハチネダヲル1 イコチ-7158-8907-7-2965 (日豚W種93902)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
平16 秋田県1 第41号	アキ03 ハヤ チネ290 (日豚W種53571)	大ヨークシャー種	H14.5.23 87.0	秋田県 仙北郡 神岡町	イコチハチネダヲル1 イコチ-10409-2968-3031 (日豚W種36704) アキ00 ハヤチネ535 (日豚W種98356)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場

平16 秋田県1 第42号	アキ03 ハヤ チネ540 (日豚W子53618)	大ヨークシャー種	H15.7.31	秋田県 仙北郡 神岡町	イナヰチネタリル1 イナヰ10409-2969-3031 (日豚W種36704)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			70.5		イナヰイナヰタリル2 イナヰ1343-1965-3444 (日豚W種99978)		
平16 秋田県1 第43号	サクラ201 アキ 02-789-134 (日豚D種37637)	デュロックス種	H14.4.19	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201 アキ01-719-120 (日豚D種36850)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			95.2		サクラ201 アキ01-1625-1206 (日豚D種72931)		
平16 秋田県1 第44号	サクラ201 アキ 02-806-292 (日豚D種37644)	デュロックス種	H14.5.10	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201 アキ01-719-120 (日豚D種36850)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			90.9		サクラ201 アキ01-1614-3116 (日豚D種72921)		
平16 秋田県1 第45号	サクラ201 アキ 03-862-34 (日豚D子53439)	デュロックス種	H15.4.17	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201 アキ02-773-25 (日豚D種37630)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			78.1		サクラ201 アキ02-1801-348 (日豚D種74610)		
平16 秋田県1 第46号	サクラ201 アキ 03-863-81 (日豚D種38050)	デュロックス種	H15.4.21	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201 アキ02-774-50 (日豚D種37631)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			76.8		サクラ201 アキ02-1752-97 (日豚D種74600)		
平16 秋田県1 第47号	サクラ201 アキ 03-877-144 (日豚D種38055)	デュロックス種	H15.5.2	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201 アキ02-804-270 (日豚D種37642)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			78.9		サクラ201 アキ02-1737-72 (日豚D種74594)		
平16 秋田県1 第48号	サクラ201 アキ 03-874-166 (日豚D種38054)	デュロックス種	H15.5.5	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201 アキ02-805-282 (日豚D種37643)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			73.7		サクラ201 アキ02-1756-1666 (日豚D種74602)		
平16 秋田県1 第49号	サクラ201 アキ 03-881-193 (日豚D種38057)	デュロックス種	H15.5.8	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201 アキ02-777-70 (日豚D種37633)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			79.0		サクラ201 アキ02-1739-161 (日豚D種74595)		

平16 秋田県1 第50号	サクラ201 フキ 03-882-204 (日豚D種38058)	デュロックス種	H15.5.9	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201 フキ02-793-169 (日豚D種37638)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			77.8		サクラ201 フキ02-1791-295 (日豚D種74606)		
平16 秋田県1 第51号	サクラ201 フキ 03-883-214 (日豚D種38059)	デュロックス種	H15.5.11	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201 フキ02-778-88 (日豚D種37634)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			78.7		サクラ201 フキ02-1719-67 (日豚D種74471)		
平16 秋田県1 第52号	サクラ201 フキ 03-884-220 (日豚D種38060)	デュロックス種	H15.5.11	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201 フキ02-777-70 (日豚D種37633)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			72.1		サクラ201 フキ02-1778-250 (日豚D種74616)		
平16 秋田県1 第53号	サクラ201 フキ 03-887-338 (日豚D種38062)	デュロックス種	H15.5.26	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201 フキ02-774-50 (日豚D種37631)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			75.5		サクラ201 フキ02-1770-242 (日豚D種74614)		
平16 秋田県1 第54号	サクラ201 フキ 03-892-361 (日豚D種38065)	デュロックス種	H15.5.31	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201 フキ02-778-88 (日豚D種37634)	県有	秋田県仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			80.3		サクラ201 フキ02-1779-251 (日豚D種74617)		
平16 秋田県1 第55号	徳茂勝 (全和黑原 4077)	黒毛和種	H11.9.20	秋田県 仙北郡 角館町	平茂勝 (全和黑原2441)	県有	秋田県大曲市 仙北種雄牛管理組合
			153.0		ふくゆう (全和黑原860060)		
平16 秋田県1 第56号	友平茂 (全和黑 13491)	黒毛和種	H12.10.25	秋田県 仙北郡 西仙北町	平茂勝 (全和黑原2441)	団体有	秋田県仙北郡西木村 伊藤 勝実
			154.0		ともざくら (全和黑原942708)		
平16 秋田県1 第57号	北銀 (全和黑 12878)	黒毛和種	H8.8.3	秋田県 仙北郡 西仙北町	北国7の8 (全和黑原1530)	個人有	秋田県横手市 伊藤 重吉
			146.0		ゆみぎん (全和黑原961553)		

平16 秋田県1 第58号	D22	テュロツク種	H13.7.27	新潟県 長岡市	D32-11	個人有	秋田県横手市 ニューファームサービス株式会社
			110.0		D G 994		
平16 秋田県1 第59号	D26	テュロツク種	H14.1.25	新潟県 長岡市	D30-9	その他	秋田県横手市 ニューファームサービス株式会社
			105.0		D B 827		
平16 秋田県1 第60号	D28	テュロツク種	H14.5.31	新潟県 長岡市	D31-20	その他	秋田県横手市 ニューファームサービス株式会社
			103.0		D P 2089		
平16 秋田県1 第61号	D29	テュロツク種	H14.7.11	新潟県 長岡市	D31-17	その他	秋田県横手市 ニューファームサービス株式会社
			102.0		D Y 2164		
平16 秋田県1 第62号	D30	テュロツク種	H14.8.20	新潟県 長岡市	D30-12	その他	秋田県横手市 ニューファームサービス株式会社
			102.0		D R 2161		
平16 秋田県1 第63号	D31	テュロツク種	H14.11.10	新潟県 長岡市	D35-3	その他	秋田県横手市 ニューファームサービス株式会社
			90.0		D G 2190		
平16 秋田県1 第64号	D32	テュロツク種	H14.12.13	新潟県 長岡市	D30-12	その他	秋田県横手市 ニューファームサービス株式会社
			85.0		D R 2197		
平16 秋田県1 第65号	D33	テュロツク種	H15.8.14	新潟県 長岡市	D13-65	その他	秋田県横手市 ニューファームサービス株式会社
			80.0		D才925		

平16 秋田県1 第66号	D34	デユロツク種	H15.8.22 80.0	新潟県 長岡市	D32-13 Dオ922	その他	秋田県横手市 ニューファームサービズ株式会社
平16 秋田県1 第67号	ゼンノ-デー01 02-2438 (日豚D子13037)	デユロツク種	H14.2.7 87.0	岩手県 岩手郡 雫石町	ゼンノ-デー01 00-3768 (日豚D種36457) ゼンノ-デー01 99-3830 (日豚D種70586)	その他	秋田県平鹿郡平鹿町 深澤 重俊
平16 秋田県1 第68号	ゼンノ-サクラ 201ヒカシ99-318 (日豚D種35597)	デユロツク種	H11.9.2 93.0	岩手県 岩手郡 雫石町	ゼンノ-サクラ201 ヒカシ97-2370 (日豚D種34683) ゼンノ-サクラ201 ヒカシ96-2405 (日豚D種67231)	個人有	秋田県平鹿郡平鹿町 深澤 重俊
平16 秋田県1 第69号	ゼンノ-エル01- 2139 (日豚L子13041)	ランドレー又種	H13.10.7 80.0	岩手県 岩手郡 雫石町	ゼンノ-エル00-7088 (日豚L種76389) ゼンノ-エル99-7036 (日豚L種447446)	個人有	秋田県平鹿郡平鹿町 深澤 重俊
平16 秋田県1 第70号	士高福 (全和黑 13578)	黒毛和種	H13.5.1 138.0	秋田県 仙北郡 西仙北町	平茂勝 (全和黑原2441) きみこ (全和黑原1060716)	県有	秋田県仙北郡協和町 進藤 一二

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北郡中仙町鷲野土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月二十五日

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡中仙町上鷲野字吉田百二十八番地の二

字小八卦五十三番地

字新屋敷四十番地の二

秋田県知事 寺田典城

富岡 弘

小松 一

藤原 喜一

二 就任理事の住所及び氏名

仙北郡中仙町上鷲野字吉田百二十八番地の二

字小八卦五十三番地

字新屋敷四十番地の二

下鷲野字下中嶋百五十六番地

伊藤 俊雄

佐々木 雷太郎

藤原 昭一

熊谷 光長

戸堀 悦治

伝農 時治

富岡 弘

小松 一

藤原 喜一

木元 俊夫

仙北郡中仙町上鷲野字新関三十三番地	伊藤俊雄
北長野字道ノ上五十三番地	伝農時治
字新山中田百九番地	熊谷長
下鷲野字大新田二百四十五番地	千葉卓雄
字遠藤二十九番地	藤原昭一
北長野字袴腰百八番地	戸堀光悦
退任監事の住所及び氏名	
仙北郡中仙町下鷲野字大新田四十二番地	山方直一
上鷲野字中道百五十三番地	金子亮一
北長野字館ノ郷九十四番地	戸堀均
就任監事の住所及び氏名	
仙北郡中仙町上鷲野字中道百五十三番地	金子亮一
北長野字館ノ郷九十四番地	戸堀均
下鷲野字上中嶋百六番地	木元省吾

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西仙北町東土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年六月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、横手市中央土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年六月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び購入予定数量（一リットル当たりの単価契約とする。）
    - 一種一号重油 四万千六百リットル
  - (二) 購入物品の仕様等

- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入場所
- (三) 契約期間
- (二) 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三)(二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を除き、平成十六年六月二十五日（金）から七月五日（月）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
  - 平成十六年七月九日（金）午前十時
  - 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
  - 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法
    - 入札金額は、一リットル当たりの単価とする。
    - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
    - 入札の無効
    - 規則第六十六條に規定するところによる。
  - (三) 落札者の決定方法

- 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と  
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ  
により決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載さ  
れた必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭  
和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び購入予定数量（一リットル当たりの単価契約とする。）  
一 号灯油 一万五千二百リットル
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) その他については、入札説明書及び仕様書による。  
契約期間
  - (四) 契約した日から平成十六年九月三十日（木）  
納入場所  
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）  
入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に  
規定する県の休日を除き、平成十六年六月二十五日（金）から七月五日（月）ま  
での期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年七月九日（金）午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百  
六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当  
する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額  
を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消  
費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希  
望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と  
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ  
により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載さ  
れた必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭  
和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
路面清掃車（真空式） 一台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限  
平成十六年九月三十日(木)
- (四) 納入場所  
秋田県山本地域振興局建設部

- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法

- 四 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年六月二十五日(金)から同年七月五日(月)までの期間、随時交付する。

- 五 入札執行の日時及び場所  
平成十六年七月十二日(月)午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 六 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
落札者の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等  
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年六月二十五日  
秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
ロータリ除雪車(二・二メートル級) 二台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十六年十一月十九日(金)
- (四) 納入場所  
県が指定する場所
- (五) 今後調達予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期  
ロータリ除雪車(二・二メートル級) 一台 平成十六年七月ころ

- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (四) 資格に係る申請  
1. 2. の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年七月二十六日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年六月二十五日(金)から同年八月三日(火)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月九日(月)午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号)第六十条から第六十二条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 2 Rotary SnowPlows (2.2 meter wide class)

2 Time-limit of tender : 10:30 A.M. 9 August, 2004

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

凍結防止散布車(三トン級) 七台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年十一月十九日(金)

(四) 納入場所

県が指定する場所

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

凍結防止散布車(三トン級) 二台 平成十六年七月ころ

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 資格に係る申請

1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年七月二十六日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年六月二十五日(金)から同年八月三日(火)

- 四 までの期間、随時交付する。  
入札執行の日時及び場所  
平成十六年八月九日(月)午前十時四十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十二条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効  
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 要  
提出書類等

- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他  
詳細は、入札説明書による。

七 概要

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 7 Material Spreaders ( 3 ton class )
- 2 Time-limit of tender : 10:45 A.M. 9 August, 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita

prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年六月二十五日  
秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
除雪グレーダ(四メートル級) 二台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十六年十一月十九日(金)
- (四) 納入場所  
県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 資格に係る申請  
① 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年七月二十六日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年六月二十五日(金)から同年八月三日(火)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

- 平成十六年八月九日(月)午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 2 Snow Removing

Motor Graders ( 4 meter wide class )

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 9 August, 2004

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

空港用高速スローパ(自走式) 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年十一月三十日(火)

(四) 納入場所

秋田県秋田空港管理事務所

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(一) 資格に係る申請

(2) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格

審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年七月二十六日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十六年六月二十五日(金)から同年八月三日(火)

規定する県の休日を除き、平成十六年六月二十五日(金)から同年八月三日(火)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月九日(月)午前十一時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条

までに規定するところによる。

六 その他

その他

ページ	正		誤
	段	行	
			正
<p>平成十六年五月二十八日秋田県公報第千五百七十五号掲載の秋田県告示第四百六十号(大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出)</p>			
			<p>(一) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(二) 入札の方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(三) 入札の無効 規則第百六十六条に規定するところによる。</p> <p>(四) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。</p> <p>(五) 契約書作成の要否 要 提出書類等 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。</p> <p>(七) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>七 概要 Summary 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Self-Propelled High Speed Airport Runway Sweeper 2 Time-limit of tender : 11:15 A.M. 9 August, 2004 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Samo, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738</p>

四	上	後から	原田 昭彦
四	下	二 後から	原田 昭彦
		十三	反田 悦生

平成十六年六月十一日秋田県公報第千五百七十九号掲載の秋田県告示第五百一号(開発行為に関する工事の完了)  
(原稿誤り)

十一	上	後ろから	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十三年十月一日付け指 令平建 二百三十三 三 で許可した開発行為に關する工事が完了したので、 同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成十六年六月十一日 秋田県知事 寺田典城 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
十一	下	前 一から	秋田市保戸野千代田町二番四十三号 三光不動産株式会社 代表取締役 若本 竜大 二 開発区域に含まれる地域の名称 横手市赤坂字大道添百四番一、百四番二、百四番三、百四番四、百四番五、百四番六、百五番一、百五番二、百五番三、百五番四、百五番五、百五番番
		三	大曲市黒瀬町一番十五番三 三光不動産株式会社 代表取締役 梶原 守人 二 開発区域に含まれる地域の名称 横手市横手町字三ノ口二十二番五の内、二十三番三、二十五番の内、二十六番、二十七番、二十八番、三十番

---

---

番 六、百五番七、百六番、  
百七番、百八番及び百九

---

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄